

中小企業者等のみなさま

建物の省エネ化 に関する補助金のご案内

既存の非住宅建築物が対象

省エネ診断



省エネ設計



省エネ改修



相談・
申請窓口

まずはご相談ください！

公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター

☎03-5989-1938

【受付時間】 午前9時～午後5時まで（土曜・日曜・祝日及び12月29日～1月3日を除く）

〒160-8353 東京都新宿区西新宿七丁目7番30号

小田急西新宿 O-PLACE 3階 建築審査部 建築性能課 7番カウンター



東京都都市整備局

東京都既存非住宅省エネ改修促進事業補助金

補助対象者

補助対象者は、次の①から⑦のいずれかに該当する方です。なお、大企業は対象外です。

- ① 中小企業者（中小企業者、中小企業団体、中小企業等協同組合）
- ② 個人事業主（管轄税務署に所得税法第 229 条に基づく開業届を提出している事業主に限る）
- ③ 学校法人
- ④ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人
- ⑤ 医療法人
- ⑥ 社会福祉法人
- ⑦ ①から⑥までに準ずるものとして都が適当と認めるもの

※①～⑦のいずれかに該当する方と共同で補助事業を実施するリース事業者又は ESCO 事業者等も対象となります。

補助対象となる非住宅

補助対象となる建築物は、次の①から③のすべて（省エネ改修の場合は①から④のすべて）を満たす既存非住宅です。

- ① 一戸建ての住宅、兼用住宅、長屋及び共同住宅以外の建築物又はその部分
- ② 中小企業者等が都内で所有するもの
- ③ 延べ面積が 10,000 m²以下であるもの
- ④ 耐震性が確保されているもの（改修後に耐震性が確保されるものを含む。）



補助金の交付額

予算の範囲内において、①又は②のいずれか低い額を補助します。

補助事業		①補助率	②上限額
省エネ診断		対象経費の 3分の2	上限なし
省エネ化のための 計画の策定（省エネ設計等）			
省エネ改修	全体改修	対象経費の 23%	改修により、省エネ基準に相当する場合 建物全体の床面積× 5,600 円 /㎡
	部分改修		改修により、ZEB 水準に相当する場合 建物全体の床面積× 9,600 円 /㎡
		全体改修同様	

※1,000 円未満がある場合、補助額は切り捨てとなります。

補助金の交付対象

(1) 省エネ診断



【対象経費】

- 省エネ診断に係る費用
- 省エネ診断に必要となる調査等のための費用
- BELS の評価・認証を受けるために必要な費用

【例】

- 設計図や現地調査で現状を確認、現状の省エネ性能を推定するための費用
- 改修の方向性等について検討するための費用
- 改修後のメリットについて定性的又は定量的な提案をするための費用
- 既存非住宅の BELS 評価取得に要する書類作成及び申請費用 等

(2) 省エネ設計



【対象経費】

- 省エネ改修を行うために必要な調査・設計・計画策定等に係る費用
- 改修設計内容について BELS の評価・認証を受けるために必要な費用

【例】

- (省エネ診断がない場合) 設計図や現地調査で現状を確認するための費用
- 省エネ改修の仕様書・図面等作成(所有者等への説明資料作成等を含む)のための費用
- 省エネ改修によって得られる省エネ効果の概略計算をするための費用
- 工事費用の見積もり取得や工務店選定に係る事務のための費用
- 改修後の非住宅の BELS 評価取得に要する書類作成及び申請費用 等

(3) 省エネ改修



【対象経費】

- 省エネ基準相当又は ZEB 水準相当まで省エネ性能が向上する省エネ改修工事(開口部又は躯体等(窓、外壁、屋根等)の断熱改修、断熱改修とあわせて実施する設備の効率化に係る工事)に係る費用
- ※全体改修だけでなく、部分改修も補助対象となります。
- ※太陽光発電設備等の創エネ設備は補助対象外です。

【例】

- 窓ガラスの交換、サッシの交換、外壁・屋根等の断熱化のための費用
- 空調設備、換気設備、照明設備、給湯設備、昇降機等の効率化を図るための工事費用、蓄電池の設置にかかる費用

【全体改修と部分改修】

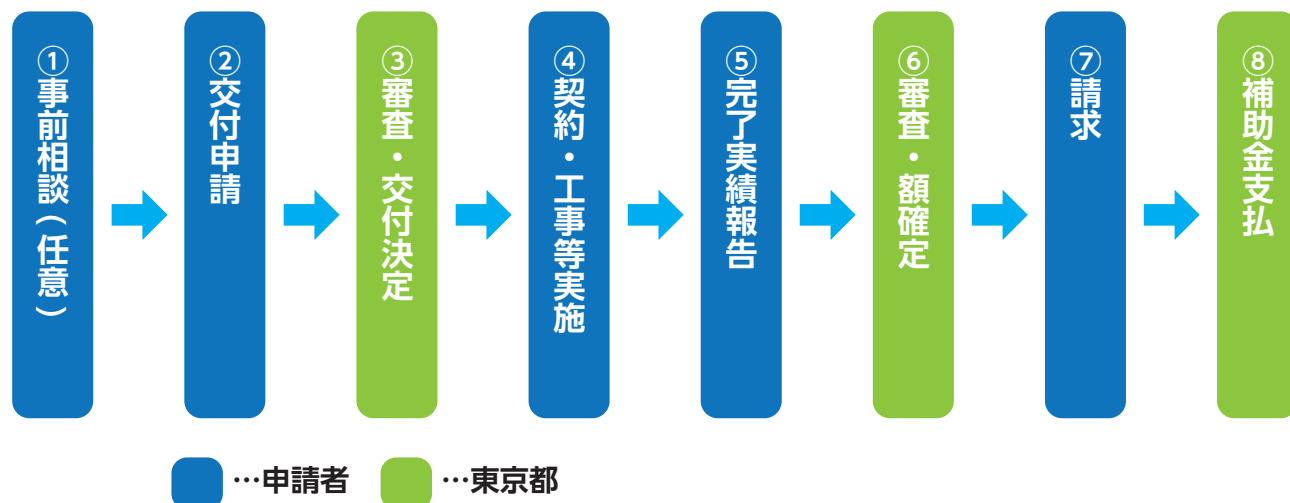
全体改修	改修後に、建物全体を評価(BELS等による評価)し、省エネ基準又は ZEB 水準に相当することを確認する改修
部分改修	改修後に、非住宅の一部のみを評価(BELS等による評価)し、省エネ基準又はZEB水準に相当することを確認する改修 注：建物全体が省エネ基準に適合していることが既に確認されている場合は、ZEB 水準相当まで性能が向上する部分改修が補助対象となります。

※省エネ診断、省エネ設計、省エネ改修は別々に交付申請を行ってください。

※省エネ診断の診断期間や、省エネ設計の設計期間、省エネ改修の工事期間が複数年度にわたる場合は、一括設計審査(全体設計)申請を行い、承認を受ける必要があります。

補助金申請から受領までの主な流れ

契約済みの省エネ診断、設計、改修については、本補助金の交付申請はできません。
まず交付申請をしていただき、**交付決定を受けた後に契約・省エネ診断等を実施**してください。



※交付申請・完了実績報告の提出先は東京都防災・建築まちづくりセンターです。

申請方法

- ・ 交付申請受付期間内に、申請窓口（表紙参照）に申請してください。
- ・ 申請書等の様式、募集要項などは下記ホームページからダウンロードできます。
- ・ 申請に必要な書類をご準備いただき、申請窓口へ来所又は郵送にて提出してください。
窓口への来所を希望される方は、申請窓口にお電話いただき、来所日時を予約してください。

交付申請の受付期間

令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)

申請書類に不備があると受付できませんのでよくご確認ください。また、不足書類等が全て揃った日が受付日となりますので、時間に余裕をもって申請していただきますようお願いします。
※受付した申請書は先着順で審査を行います。また、予算額に達した時点で受付を終了します。

補助金に関するホームページ

申請書等の様式、募集要項及び提出書類一覧等を掲載しています。

【東京都都市整備局 HP】

東京都 既存非住宅省エネ改修

【(公財) 東京都防災・建築まちづくりセンター HP】

防災・建築まちづくりセンター 既存非住宅

